

第 59 回

食料・農業・農村政策審議会

家畜衛生部会

農林水産省

第 59 回
食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会

日時：令和5年3月22日（水）14：06～15：24

会場：農林水産省 第2特別会議室

（本館4階ドアNo.本-467、Web会議併用）

議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 事

- ・カナダにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価について
（諮問）

4. 閉 会

【配布資料一覧】

議事次第

家畜衛生部会委員名簿

資料1 諮問文

資料2 カナダにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価について

資料 3	カナダにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係る評価報告書（案）概要
参考資料 1	アフリカ豚熱（ASF）とは
参考資料 2	OIEコード抜粋
参考資料 3	カナダ地図
参考資料 4	養豚農場の分布
参考資料 5	世界におけるアフリカ豚熱発生状況

午後2時06分 開会

○沖田室長 ただいまから食料・農業・農村政策審議会第59回家畜衛生部会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙中にもかかわらず御対応いただきまして、誠にありがとうございます。

当部会、本日の事務局を担当いたします動物衛生課の国際衛生対策室長の沖田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは開会に当たりまして、審議官の熊谷から挨拶を申し上げます。

○熊谷審議官 審議官の熊谷でございます。

委員の皆様方におかれましては、年度末のお忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。第59回家畜衛生部会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

まず、現在の我が国の家畜衛生をめぐる情勢を申し上げますと、高病原性鳥インフルエンザについては依然として発生が継続しております。現在、26道県80事例、約1,600万羽が殺処分されております。引き続き最大限の緊張感とまた発生予防、まん延防止に取り組んでまいりたいと考えております。一方、新型コロナウイルス感染症の感染に伴う入国制限については、順次緩和されているところでありますが、我が省としても引き続き関係機関と連携して、アフリカ豚熱等の侵入防止対策に万全を期してまいりたいと考えております。

家畜衛生対策は、国民への食料の畜産物の安定供給に寄与するという意味では、食料安全保障の観点からも極めて重要となっております。前回家畜衛生部会においては、鳥インフルエンザ発生国への措置について御審議を頂いたところでございます。本日の家畜衛生部会では、アフリカ豚熱のゾーニングを適用したカナダからの生鮮豚肉等の輸入に関するリスク評価について、諮問させていただきます。本件については、2019年4月にカナダからの要請を受け、農林水産省としては、標準手続にのっとり、その適用について科学的な評価を進めてまいりました。

本日はウェブを併用しての開催となりますが、委員の皆様には専門的なそれぞれのお立場から忌憚のない御発言と活発な御議論を頂ければと思っております。

以上、私の挨拶に代えさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○沖田室長 それでは、本日の部会でございますこの家畜衛生部会には、委員の数が19名となっております。本日は15名の委員の先生方に、この会議場での出席又はウェブ上での

出席ということで御出席を頂いております。これによりまして、食料・農業・農村政策審議会令第8条第1項の規定によりまして、定足数を満たしていることを御報告をいたします。

なお、出席を頂いております委員の先生方の御紹介は、時間の関係上、割愛をさせていただきます。欠席をされている委員の方だけ御紹介をさせていただきます。

家畜衛生部会の委員でいらっしゃいます上岡先生と、それから臨時委員でいらっしゃいます株式会社三重加藤牧場の加藤美子委員、それからフードジャーナリスト、フード・アクションニッポンFANアンバサダーの里井委員、それから鹿児島県の農業共済組合家畜診療部長の西元俊朗委員の4名の方が欠席ということで、それ以外の皆様におきましては、この場での出席又はウェブでの参加ということで御出席を頂いております。

続いて、事務局の御紹介でございます。

先ほど御挨拶を申し上げました大臣官房審議官の熊谷でございます。

また、消費・安全局動物衛生課長の石川でございます。

それから、事務局として、私、国際衛生対策室長の沖田、それから国際衛生対策室の課長補佐であります中島が出席をしております。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、ウェブを共用しての開催ということでございます。委員の先生方にもウェブで参加していただいている方には、御発言等あるときには挙手又はチャットであらかじめお知らせを頂いて、カメラをオンにして発言を頂きたいというふうに思います。

なお、傍聴の方も同じウェブのプラットフォームに入って傍聴をしていただいております。傍聴されている方におかれましては、カメラ及びマイクは常にオフの状態をお願いいたします。傍聴の方の御発言は御遠慮いただいております。何か通信のトラブル、聞こえないとか、そういうことがありましたら、チャットで事務局の方にお知らせを頂ければと思います。本日はどうぞよろしく願いいたします。

それでは、カメラの撮影についてはここまでとなります。メディアの方でカメラの撮影を行われている方は、ここまでということでよろしく願いいたします。

それでは、続きまして、資料について確認をしたいと思います。

本日お配りしている資料でございますが、議事次第、それから委員の名簿に加えまして、本日の諮問事項であるカナダにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価についてに関して、資料1から3を用意しております。この資料3の中に、後ろに参考資料として1から5まで添付をしておるところでございます。参考資料は説明の中で必

要に応じて使用をいたします。

もしない資料あるいは落丁等ございましたら、事務局の方にお申し付けを頂ければと思います。

それでは、ここからは実際の議事に入りたいと思います。議事の進行につきましては、柚木部会長にお願いをしたいと思います。

柚木部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○柚木部会長 皆さん、どうも御苦労さまでございます。柚木でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。

本日の議事は、諮問事項であるカナダにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価についてでございます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○沖田室長 ありがとうございます。

本日の資料の中で、資料3を使いまして主に御説明をさせていただきますが、まず本日の諮問事項について、諮問を朗読をさせていただきたいと思います。資料1を御覧ください。資料1です。

4 消安第7020号、令和5年3月22日、食料・農業・農村政策審議会会長大橋弘殿。

農林水産大臣野村哲郎。

諮問。

食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第40条第1項の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求める。

記。

カナダにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価についてでございます。

本日はこの諮問につきまして、御審議を頂きたいというふうに思います。

諮問の中身について簡単に書いたものが資料2でございます。

リスク評価についてですけれども、これは令和元年、平成31年4月、カナダの当局からカナダ国内でアフリカ豚熱発生があった場合に、その発生に備えて生体豚及び豚肉の輸入に係るゾーニングの仕組みを適用することについて要請がありました。このため、標準的な手続にのっとりまして必要な科学的情報を収集し、カナダでアフリカ豚熱が発生した際

に発生地域外から生体豚及び豚肉を受け入れることについて、リスク評価結果（案）を取りまとめましたので、諮問内容について御審議を頂ければというふうに思います。

なお、令和5年——現時点ですね、令和5年3月の時点でカナダにおいてASFは飼養豚、そして野生イノシシ、いずれでも未発生ということになってございます。

そういった背景の中、資料3でございます。

今般のリスク評価ですが、標準的手続にのっとりまして情報を収集をしてきたところで、その情報に基づきまして定性的なリスク評価を実施いたしましたので、その概要をこの評価報告書（案）という形で取りまとめさせていただいております。概要の中身についてかいつまんで御説明をしたいと思います。

まず、背景でございます。背景は先ほど申したとおりでございます。標準的な手続に従ってのリスク評価で、ゾーニングを適用して、カナダ産の豚の生体あるいは豚肉、豚肉加工品を日本に輸入を継続した場合のASFの我が国への侵入リスクについて、定性的なリスク評価を実施をしたところでございます。

評価事項といたしまして、まず1番目がカナダの獣医組織体制でございます。

カナダにおける獣医の組織体制、カナダは連邦制の国家でございます。獣医当局としては、連邦政府の獣医当局でございます保健省の外局であるカナダ食品検査庁、CFIA、これが家畜衛生の所管省庁としてその政策を立案、使用しているというところでございます。本局である本部、動物衛生局本部、それから家畜衛生プログラムの実務を担うのがCFIAの地方の部局というふうになっております。

地方の部局は、大きくカナダ全体を四つに分けてこの四つのエリア事務所、そしてそれを更に細かく分けて地域事務所、更に細かく分けたのが地区事務所ということになっております。いずれもこれはCFIAの組織でございまして、基本的に家畜衛生のプログラムにつきましても、CFIAが中央あるいは地方当局において実務を担当しているということになっております。エリア事務所が四つ、そしてその下の地域事務所が18、地区の事務所は全体では160ほどございますが、そのうち家畜衛生に関わる部分ということになりますと、64の地区事務所がございます。

先ほど申しましたとおり、カナダは連邦国家であり、10州及び3準州から成るということでございます。各州にも獣医当局ございまして、専従の獣医官、州の獣医官が配置をされておりますけれども、ASFなどに代表される海外の重要伝染病については、これは連邦政府機関であるCFIAが中央及び地方によって担当するというようになっており、州

当局はその支援を行うのみです。それ以外の重要疾病というか、ASFのような重要疾病ではない慢性の感染症とか治療が可能な軽微な伝染病、こういったものについては州の管轄ということになるというふうに聞いております。また、中央のCFIAは州の具体的な実務をやるために、国内法令に基づきまして、訓練を受けた民間の獣医師を認定して公的業務を担わせるという制度も有しております。これらによりまして、重要な疾病についてはCFIAが指揮を執り、また現場でも実施を行っているということになってございます。

次に、法制度でございます。

法律は動物衛生法、そしてその下で制定される動物衛生規則、届出の伝染病規則によりまして、通報の義務、それから具体的な防疫対策、輸出入検疫、殺処分動物に対する補償、罰則等を規定しております。

動物衛生法に基づきまして、ASFに関しては、発生時の防疫措置を円滑に実施するための防疫指針、ASF防疫指針を策定をしております。2022年3月、現在の時点において、防疫指針の大部分は既に発効されております。具体的な対処方針案が定められています。これ大部分と申しましたのは、基本的な方針とか原則、そういったものについては既にこれは策定され、発効されております。今作業中なのはSOPですね、具体的な手順、詳細な手順、SOP等の整備といったものがまだ今、準備中ということを知っております。ということで、大部分が既に発効されているというふうに書かせていただいております。

それから、カナダの防疫に関しては、これはいわゆる公的機関とそれから民間との連携というものが非常に重要になっておりまして、カナダの養豚協会、CPC、このCPCが非常に重要な役割を担っております。このCPCは各州の養豚協会の連合体でございますが、カナダの養豚場における三つの要素、トレーサビリティ、食品安全、それから動物福祉に係る認証システムとして、1番目がPig TRACE、そして2番目がPig SAFE、3番目がPig CARE、こういったプログラムを運営しております。これら三つ合わせてCPEプログラムと言っていて、これ運用はCPCが行っておりますけれども、CFIAがこのCPEを公的に認定をしております。

特にトレーサビリティに係るPig TRACEに関しましては、これは裏庭農場を含む全ての施設に義務付けをしております。これはCFIAが義務付けということになっております。Pig SAFE及びPig CAREにつきましては、これはこのCPCの運営ということになります。これについても現地調査等が必要なんです。それらも州政府が行うということになっております。ですので、公的部門と民間部門とが連携をして、こう

いったプログラムを運営しているということになっております。

なお、この1～3のプログラム、CPEに全て参加していなければ、連邦政府が認定する認定のと畜場、これは輸出される豚肉については全てこの認定と畜場で処理されなければならないんですが、このと畜場への出荷をするための必須条件となっております。この条件に合致して連邦政府の認定と畜場に出荷をしているのは、全農場の68%となっております。これは農場数ベースでの数字でございます。

次に、家畜等の飼養の状況、それから衛生管理とASFの対策でございます。

カナダの国内では飼養頭数は1,450万頭ということになっておりますが、ほとんど8割がケベック州、オンタリオ州、マニトバ州という、地区でいうとオンタリオエリアです。真ん中のところになっております。そこにほとんど集中しているという状況でございます。ここは参考資料4を見ていただきますと、どの辺なのかというのが示しておりますので、御覧いただければと思います。

カナダの養豚場で連邦政府認定のと畜場への出荷が認められた農場につきましては、先ほど言ったとおり、CPEプログラムを全てやらなければならないということになっておりますが、それ以外の農場となりますと、これは国外の主にローカルマーケット向けの出荷をする農場、それから完全に家庭での消費、いわゆる裏庭農場、こういったものに分けることができます。家庭での消費の裏庭農場については、これはローカルも含めまして、小売店で販売されることはないという形になっております。

商用の農場につきましては、CPCにおいてバイオセキュリティのスタンダード、バイオセキュリティの基準が策定をされております。この基準に基づくことが必要となります。野生豚との接触の防止に対する勧告ということがございます。法的な拘束力はないところですが、このCPEプログラムには参加をするということが必須になりますから、事実上こういったところを守っていないと、やはり輸出が難しくなるということになります。

それから、残飯給餌、スウィルフィーディングにつきましては、これは法律によって禁止をされているということになっておりまして、飼料の原材料は飼料規則に記載した材料を使わなければならないとされております。

また、先ほど法律に定めたというその通報につきましても、家畜豚に関しては、ASFについてはパッシブサーベイランスを行っているほか、と畜場におけるアクティブサーベイランス等も実施をされているところです。

豚のトレーサビリティにつきましても、豚のトレーサビリティは、先ほど言

いましたCPCが運営するP i g T R A C Eに入らなければならないとなっているんですが、まずそもそも全ての農場、商用、非商用、裏庭、全てのカテゴリーの農場が必ず施設として登録をされなければなりません。これは州当局に対して登録を申請し、その施設番号、識別番号を割り当ててもらおうということが必ず必要となります。これに基づきましてこのP i g T R A C Eが動くという形になります。ですので、農場登録は必須、そしてP i g T R A C E、これにつきましてもC F I Aが義務というふうにしておりますので、生体の移動はこのP i g T R A C Eによって管理をされているというのが実際のトレーサビリティとなっております。

4番目のと畜場、食肉処理施設についての説明に移りたいと思います。

カナダにおいては、食品安全の規則に基づきまして、全ての食品製造業者に対して製品のトレーサビリティの確保義務があります。A S Fが発生した場合でも、処理時間、そして豚舎の識別番号等から発生農場、疫学関連農場に由来する豚のロットを特定することができます。食品事業者は回収可能な体制を維持するための机上演習も実施をしなければならないということになっておりますので、そういったルールも含めまして、C F I Aは立入検査を行って、こういった規則にちゃんと合致した運営がなされているかということを確認をしております。

連邦施設の認定と畜場には、三つのC P Eプログラム、全てに参加をしている農場のみの出荷が可能となっておりますので、農場から豚をと畜場、その他の農場に移動する際は、当然P i g T R A C Eによる追跡もできますし、また、獣医師の健康観察というものは義務付けはされていないところですが、当然、健康確認を行って異常がないといったことは確認をして、移動するということになってございます。

そして、この中では、連邦認定畜場からの輸出につきましても、輸出証明書が輸出条件を満たしているということが、C F I Aの検査官及び獣医官により輸出要件の充足を確認をした上で、C F I Aの獣医官が署名を行い、輸出証明書を出して、外国に豚肉を輸出するという制度になっております。

国境の検疫措置でございます。

国境検疫措置については、C F I Aと、そして国境の実務を行っているのが国境サービス庁、C B S Aということになっております。この二つの組織が連携して国境検疫を実施をしております。基本的にカナダに豚を含む動物がやってくる場合には、これは必ず国境の検疫ポイント、これはもちろん陸路のポイントもありますし、それから空路、海路のポ

イントもあります。そういったポイントにおきまして、この健康証明書等の証明書が添付されていること、それから健康状態の観察ということが必要となっておりまして、事前に許可を受けた検疫施設において30日間以上隔離されて、検疫して異常がないということを確認をした上で解放するというようになっておりまして、カナダに入ってくる場合には検疫施設における検疫、係留期間が発生するというようになってございます。

豚の精液や受精卵、豚肉や豚肉製品につきましても、国境の検疫ポイントでCBSAによる書類検査、そして輸送された認可施設においてCFIAの検査が行われるということになります。

水際における旅客手荷物等の検査につきましては、これはCBSAの管轄となります。CBSAはCFIAが規制する物品についてシステム上で確認をしながら旅客手荷物の検疫を実施し、入国審査時の違反品の所持状況をチェックをし、その違反品を確認した場合には没収、そしてその際には探知犬等も活用した検査を実施し、そして廃棄については国内法令に基づいて業者による処分という形になっております。こういったシステムについては、日本も含め、大体同じような対応を取っているというふうにお考えいただければと思います。

ASFの診断の機能でございます。カナダの国内でのASFの検査でございますが、これはナショナルリファレンスラボラトリーであります国立海外動物疾病センターと、それからこのセンターが認定した州の六つの検査施設ということで、ASFの検査が実施されます。疑い事例が発生した場合や、初発又は既に設定された制限区域の外での発生例の場合には、これはナショナルリファレンスラボラトリーの検査、診断が必要となりますが、制限区域内での続発の事例につきましては、州レベルの認定施設で一次検査を実施し、確定はNCFADということになります。

基本的にASF等の重要家畜伝染病の全ての対応は、CFIA、そしてその下部の地方組織が行うというふうに先ほど御説明いたしましたが、州の政府が関与する部分というのはこの部分です。既に設定された制限区域内で続発事例の診断を行うということに関しては、これは州の責任、州の管轄下で行われるということになります。

ASFの検査につきましてはCFIAが策定した計画に沿って、検査キット、検査手法につきましてもNCFADが認定したものを使うということで、クオリティコントロールがなされておるところです。一次検査はリアルタイムのPCR法、そしてシーケンス遺伝子検査をもって確定するということところで、精度管理もきちっと行われているということ

を確認をいたしております。

野生の豚におけるASFの対策でございます。そもそもカナダは国の北半分は完全に寒冷地でございます。もともとイノシシの生息地はなかったところですが、移住等に伴って導入した豚の野生化、あるいはイノシシを導入をしてきたということが基になって、現在、いわゆる野生の豚、家畜豚や、それからユーラシアイノシシ、あるいはそれらの交雑というもので、野生の豚、wild pigが生息しております。基本的には害獣とみなしております、CFIAは2032年までにカナダからこの野生豚、wild pigを撲滅するという計画を検討しているところです。

この野生の豚のコントロール、害獣ですので駆除、そして撲滅、こういったものは基本的にはこれまでは州の取組ということになっておりましたが、CFIAの説明によりますと、現在この州が担当している野生豚の管理につきましても、ナショナルプログラム、これはCFIAというわけではないんですけれども、中央政府、連邦政府に管理権限を付与して、連邦で管理をするという計画に移行するところであるということ聞いておりますが、現時点で基本的には州単位で活動して、この野生の豚に関する駆除等の管理をしているということです。

野生の豚の分布につきましては、正確なデータというものがございませんが、連邦レベルでそういう把握をしているものがないということから、正確に推定できるデータはございませんが、大学による研究等の結果からは、恐らく比較的温暖な南部の国境、アメリカとの国境付近の特定の地域に限られているのではないかとというふうに考えられております。野生豚の存在等につきましては、そういった予測がされております。

このASFのサーベイランスなんですけど、野生の豚というものがそういった形で州ごとに今現在いろいろ対応されている中ですが、ASFをターゲットとしたサーベイランスは、死亡あるいは捕獲、わな、狩猟等で捕獲をした、あるいは死亡した野生豚で疑いがある場合のみ、現在この検査を実施をしているというところです。現時点で野生豚、疑い事例というものがいないことから検査の実績はございませんが、捕獲して処分をした頭数という統計になりますと、全体的に組織的にやられているわけではないんですけれども、数百頭レベルで毎年この捕獲をして、処分をしているというデータを頂いております。

野生豚の中でASFが確認された場合には、これはCFIAが直ちにこの現在策定しているASF防疫指針に従いまして措置を取ります。ざっくり言いますと、確認された地点を中心にして半径50キロの制限区域、これはプライマリーコントロールゾーンと呼びます

けれども、プライマリーコントロールゾーンを設定をし、野生豚、家畜豚のサーベイランスあるいはバイオセキュリティのチェック——立入検査ですね——、こういったことを行って、異常がないかということを確認をいたします。そして、その疫学調査の結果を踏まえて、この50キロが段階的に縮小されていくという現在の計画になってございます。

なお、カナダにおいては、野生の豚、イノシシの食用利用は一般的ではなくて、と畜場で処理することは法令で禁止されていますので、いわゆる自家消費、ハンターの自家消費というものが行われているのみであるというふうに聞いております。

家畜豚についてのASFの発生時対応ですけれども、現時点でももちろん発生はないんですけれども、先ほどのASF防疫指針に基づいて、発見した場合には直ちに対応するとなっております。基本的には、もちろん発生した農場については全頭の殺処分、そして埋却を中心とした速やかな廃棄、封じ込めということになりますけれども、ゾーンとしては、野生の豚の場合には50キロのプライマリーコントロールゾーン、家畜の場合には基本としては3キロの感染地域、そしてその外側に発生農場からの半径でいう10キロの範囲に制限区域というものを張りまして、その中で家畜等の移動制限、そしてサーベイランス、異常の確認、こういった措置を取るというふうになっております。

当然この制限区域内におきましては、豚の生体や豚肉製品などの移動の制限、それから、もちろん発生した農場については殺処分となりますけれども、殺処分、そして疫学調査等を行うということになります。ASFが発生した場合の対応自体はCFIAの地方の事務所がやりますが、その情報等は州政府が保有している情報に基づきますので、州政府がサポートをしながら、CFIAの方で防疫対応を行うというふうになっております。

ASF発生時の人員及び資材については、CFIAが確保・提供するというところでございます。また、定期的に防疫演習やASFの封じ込めの体制構築、こういった準備についてもCFIAが責を担って実施をしておるところです。

以上が、家畜の豚におけるASFの対策の概要でございます。

取りまとめですけれども、カナダにおきましては、もちろん体制としてはCFIAが本部と地方の部局で連携し、また必要に応じて州政府の支援を得ながらこの対策に当たっているということで、現在、防疫指針も大部分は既に作成をされており、内容については妥当であるというふうに考えております。

家畜等の管理につきましては、輸出に関してはCPEプログラムに登録がされますし、とにかく全ての農場が農場登録がされ、そしてPigTRACE、生体のトレーサビリティ

ィについては確保されているということになってございます。農場でのASF発生があった場合には、速やかな殺処分、制限区域、感染区域の設定、疫学調査、移動制限等が迅速に講じられる体制が取られていると考えられます。

一方、野生豚につきましては、先ほど御説明したとおり、各州に現時点では委ねられているということになっておりまして、生息状況についても連邦統一的な生息状況の把握というものについては、現時点では限定的と。したがって、国レベルで体制能力がしっかり現時点で構築されているということまでは、なかなか言えないのではないかと考えられております。野生豚のサーベイランスも実質的には現時点で実績もございません。体制としては整っているということは聞いておりますが、その発生時に十分なサーベイランスが実施されるかどうかについて、まだ確認ができていないところがございます。

豚のトレーサビリティは先ほど説明したとおりですが、基本的に豚についてはトレーサビリティはしっかりと確保されているということでございますので、ASFが発生した際には家畜の方は比較的きちとした体制は取られるというふうに考えられますが、野生の豚において発生があったときにどのようなことができるのかということについては、早期の発見とか感染地域を特定するということが少し難しいのではないかと懸念をされます。

こういったことから、カナダにおいてASFが発生した場合のゾーニングを適用した輸入を継続することについては、非発生地域であっても野生豚の感染が起こっている可能性というものを前提として、リスク低減措置を検討する必要があるのではないかとというふうに考えておるところです。こういったリスク評価の原案を基にいたしまして、当部会で御審議を頂ければというふうに思っております。

事務局からの説明は以上でございます。

○柚木部会長 御説明ありがとうございました。

それでは、このことにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等があれば、お願いをしたいと思います。

日高委員、お願いします。

○日高委員 私の方から何点か質問させていただきます。

今、最後の方のまとめで野生豚のサーベイランスということが不十分だということが書いてありまして、体制は整っているのにまだ実施されていないというのは、何なのかということですね。それと、その前の防疫指針についても、十分な体制が整備されていると

は言えないということが書いてあります。現状として、カナダの政府はこの野生豚に関する考え方がいまいち不明瞭な点はなぜなのかということですよ。皆さん御存じのように、日本の野生イノシシについては大変厳しい状況が続いておりますので、やはりこの辺りを、その逃走的なものを全然把握していないと。どのくらいいるか分からないし、数百頭レベルを捕獲しているけれども、それは検査せずに処分しているというお話でしたので、余りにもそこ辺りの危機管理というのが日本と比べてないのかなというのが大変懸念される場所です。

それと、もし発生したときの日本は予防的殺処分という防疫指針のがありますけれども、そういうことはカナダは考えているのかということですよ。

それから、ここの最後のカナダの飼養の養豚農場の分布というのがありますよ。先ほどマニトバとオンタリオとケベックが8割を占めているということで、よく見てみますと、これはアメリカとの国境なんですよ、みんな。ですから、先ほどの国境の検疫措置というのがありまして、この中で事前に許可を受けた検疫施設において30日間以上隔離されるということが書いてあります。実際問題、じゃアメリカとの例えば生豚の行き来というのが、厳格にこういうふうにして、アメリカから来るやつは30日間以上の隔離がされてやっているのかということですよ。ここ辺りがどのようなアメリカとカナダのこの国境地帯の、逆に言うと、国境地帯のこの養豚地帯というののやり取りがどう行われているかというのは、確認されたのでしょうかということですよ。

それから、ゾーニングやる場合は、これはどういう単位でやるのか、州単位なのか。前、ヨーロッパのときに県単位とか郡単位とかいうお話もあったと思うんですけども、そこ辺りをどういうふうにご考えていらっしゃるのかということですよ。

もう一つ、今カナダがこうやってゾーニングの適用というのを日本政府に、2019年ですか、というお話なんですけれども、アメリカは今これをやはり日本に申請しているのかどうかということをお聞きしたい。

以上です。

○ 柚木部会長 それじゃ、事務局の方からお願いいたします。

○ 沖田室長 ありがとうございます。

まず、一番最初の点、野生の豚のサーベイについて、あるいは野生豚の管理についての考え方でございます。我々もその点、懸念があった場所ですので、その質問をしておる場所ですが、基本的に今、先ほど言った2032年を撲滅計画ということで進めていて、計

画を作って今やっている最中ですというのが基本的な考え方でした。ですので、これからそういう管理を、今は州単位でばらばらやっているものを、連邦単位でまとめた計画として駆除していくということについても、今、整備をして、これから始めるところだということをごさいます。

それから、ASFに関する検査ですけれども、これはサーベイランスの基本的な考え方として、いわゆる通常時のモニタリングというものは、例えばわなで捕獲した場合に、病気の症状を呈している、疑いのある症状を呈しているというものがあればやるけれども、そういうのがないものについては基本的にはやらない。発生をした場合には、先ほど言った、プライマリーコントロールゾーンというのをすぐに設定するということを説明いたしましたが、そういったものが張られると、その中においてはきちっとしたサーベイランスをやっていくというのが考え方のようです。もちろんプライマリーコントロールゾーンを作って、発生がコントロールゾーンの端っこの方であれば、コントロールゾーンは延長とか、拡大されるというのは当然なんですけれども、そういった形でやっていくということで、このプライマリーコントロールゾーン、最初に作るのは50キロで、かなり広いと思います。この広いのをまず作るのは、現時点でやはり分からない不確実性があることから、最初のスタートはかなり広いんですけれども、それで判明したら、その判明した事実、データに基づいて更に広げるのか、あるいはそのままにするのか、そういったことは対応していくという考えのようです。

それから、予防的な殺処分について御質問ありましたので、これについてはカナダに確認をいたしております。当然、家畜豚においても、疫学調査の結果、疑いとか、関連がある、疑いがあるというようなところについては、これは予防的殺処分ができることになっています。そして、これはイノシシについても同じです。イノシシでも疫学調査の結果、リスクあるとか、関連があるようなところがあれば、予防的殺処分対象になるというふうに聞いております。

それから、アメリカとの国境付近が主産地で、そのアメリカとの間の豚の行き来がどうなっているのかということをごさいます。これについては、先ほど言いましたとおり、基本的にカナダに入ってくるものについては、先ほど言った30日の検疫施設での係留というものが基本になり、これは米国も同じです。ただ、アメリカに出ていくものについては、これはアメリカとの取決めの中で、カナダの出発する農場においてきちっとした健康観察をして、証明書を書いてドキュメントがそろっていれば、それをもって検疫、ボーダーの

コントロールポイントでのストップはなしで入ることができることになっています。

実際の実績なんですけれども、カナダにアメリカから入ってくる豚というのは限定的です。これは実験用の豚であるとか繁殖の優良雌の豚とか、そういったものが入ってきますけれども、それ、数は非常に少ないと。逆に、カナダからアメリカに向けていわゆる肥育元豚の移動は、これは相当量あります。データでいうと、500万頭が動いているという状況ですので、これについては、先ほど言いましたとおり、カナダ側で健康観察等をして、書類がそろっていれば、それをもってアメリカに入ることができるという移動の状況になっているというふうに聞いております。

それから、ゾーニングの単位につきましてですけれども、これについては、先ほど最終的な結果、我々の今の評価の考え、原案では、何らかのこの野生豚の感染が起こっている可能性があることを前提としたリスク低減措置を検討する必要があるということ、この枠組みの中でどのようなことが必要なのかというのを考えることになると思います。これはもちろん牛豚疾病小委の先生方にも伺いながらということになりますが、基本的にやはりゾーニングについては、カナダとの間で州単位のゾーニングが鳥インフルエンザにおいて既に適用されています。これは経験からいって非常にうまくいっているということから、それを軸にすることにはなると思いますけれども、州単位で決め打ちというわけではなくて、この低減措置を検討するという中でどのような対応をするかということを考えていきたいと思っています。

そして、アメリカとの間の協議ですけれども、アメリカの間でもASFに関しては、似たようなゾーニングを適用して豚肉を入れるということについて、既に協議が進行中でございます。

○ 柚木部会長 よろしいですか。

○ 日高委員 アメリカも今これを日本政府に出しているということでもいいんですか。

○ 沖田室長 はい、そうです。

○ 日高委員 カナダと同じように。

○ 沖田室長 おっしゃるとおりです。

○ 日高委員 ということですか。

○ 沖田室長 はい。

○ 日高委員 それで、今まで何例かゾーニングの話がありましたよね。でも、初めてですよ。まとめの中でこちらがハテナ、クエスチョンマークを出しているのは初めてですよ。

ね。野生豚にしてもですよ。ですよ。今までの審議、諮問した中で初めてなので、果たしてこれでいいんだろうかという疑問符がですね。やっぱり野生豚がそんなに多いとは思わないんですけども、基本としてそこ辺りを、死んだやつを何もしないで処分してしまうという考え方がありきということと、事前に整えば、そういうふうにもし発生したらやりますよという、そういう相手国からの話というのは初めてですよ、今回。これ、まとめを見て思ったんですけども、そこ辺りはいかがなんでしょうかねという疑問です。

○沖田室長 ありがとうございます。

基本的に、まず事実関係で申しますと、ASFに関するゾーニングの適用というものについては、これはハンガリーで現在ゾーニングを適用しています。ただし、ハンガリーの場合はASFの侵入が既に野生のイノシシ群に入った状態でリスク評価を行いましたので、ちょっと事情がカナダとは違うというのはそのとおりです。

カナダと全く同じような状況にあるのがフランスです。フランスについては、既に諮問をし、同じように入った場合のゾーニングの適用についてのリスク評価ということでお願いをし、牛豚の疾病小委も一度開催して、その中での議論を一度していただいております。まだ答申を頂いてはおりませんので、審議中ということになっておりますけれども、前提として、入る前の状態でこういうことをやりますという、その情報に基づいたリスク評価というのを実施をしております。

フランスの際もかなり詳細に調べた上で、こういうことをやるというその中で、それを前提にしてリスク評価をお願いし、委員の先生からも、日高委員から御指摘のあったような、同じように、今の何も起こっていない状態で今決めて大丈夫かということも指摘を頂いておりますので、そういった情報を現在、今、収集して、ではゾーニングを適用するに当たってどのような措置、ここで言うリスク低減措置、どのようなものが必要なのかというのを今フランス側と協議をしている最中ということになっておりますので。

前提にASFが入っていない段階でやるということについては既に前例もあって、今進めているところですが、日高委員の御指摘の懸念等もよく承知をしておりますので、カナダとも同じように、どのようなことが必要なのかというのはしっかりと議論する必要があり、また牛豚等の専門の先生方にも御意見を伺いながら進めたいというふうに考えておるところです。

○柚木部会長 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の先生方、何かあれば。

それでは、津田委員、お願いします。

○津田委員 津田ですけれども、2点ほどよろしいでしょうか。

まず一つは、今話があったんですけれども、野生のイノシシあるいは野生の豚ですかね、これのカナダにおける生息状況といいますか、それがちょっと分かっていたら教えてもらいたい。それから、それを根拠に、先ほど設定されたような50キロとか30キロというような設定がされているのかどうか、その辺をちょっと分かれば教えていただきたいのが一つ。

それから、豚のカナダ養豚協会の方で一応トレーサビリティは実施しているという話で、豚の個体の管理というのはできていると思うんですけれども、例えばこれが農場からと畜場に出荷される場合に、その輸送ですね、輸送するときのレギュレーションというか、要するに一つの農場からでないのと畜場へ持っていったら駄目よと。途中でほかのところに寄っちゃ駄目よとか、そういった移動のときのコンタミネーションあるいは汚染を防ぐような、そういった何かレギュレーションがあるのかどうか、ちょっと教えてください。

○柚木部会長 お願いします。

○沖田室長 ありがとうございます。

まず、野生の豚の分布状況というものですが、先ほど御説明申し上げましたとおり、連邦政府として統一的なデータ、分析等はないというふうに聞いております。ただ、種々の学術研究等の中でそういったことが行われているというふうに承知をしております。それらのデータに基づきますと、カナダにおけるイノシシの分布は南側に限定をされており、その分布はアメリカとの国境付近、特に5大湖の周辺のマニトバ州であるとか、オンタリオ州であるとか、あるいは一部アルバータ州、こういったところの南側に主たる生息域があるのではないかというのが、学術研究でのデータというふうになっております。

これらを基にして、彼らが今、撲滅駆除計画というものを作っておりますので、そういったことの中から新しいことが分かれば、またそういったデータが生かされていくことになると思うんですけれども、現在の我々が分かっている範囲では、そういった状況になっているというふうに聞いておるところです。

50キロのそのプライマリーコントロールゾーンなんですけれども、50キロに設定した理由というか、その根拠というのと、例示的にこれこれが50キロだからというものについてはどうやらないようですが、イノシシの移動とかそういったものを勘案して、50キロとしたというふうに聞いております。

それから、豚をと畜場等に輸送する際のレギュレーションでございます。カナダの場合は、アメリカの場合はインターステート、州が違くと州間を移動する場合には証明書を付けて移動するといったレギュレーションあるんですけども、カナダにはそういった仕組みがございません。レギュレーション的にはそういったものはないんですけども、先ほど言いましたとおり、連邦認定と畜場であるP i g T R A C Eが必ず付いてきます。そういったP i g T R A C Eの中で、混載してしまうと分からなくなるような、そういった運搬の仕方は想定されていないというか、していないというふうに理解しているところです。

○柚木部会長 よろしゅうございますか。

ほかの委員で、ウェブ参加の委員の皆さんで御質問、御意見ある方いらっしゃいますでしょうか。

よろしいですか。

じゃ、筒井委員、お願いいたします。

○筒井委員 私の方からはちょっと2点ほど、コメントといたしますか、質問といたしますか、2点ほどお願いしたいんですけども。

発生前にゾーニングをする、認めるか認めないかということなので、実際のところ一番大きいのは、発生時に正しく封じ込めをしてくれるかどうかというところが一番のポイントかなというふうに思います。そういった意味で、今回のを少し読ませていただいたんですけども、州政府とそれから連邦政府との関係ですよね。特に発生時に、例えばここに書いてあるように、州政府が農場に関する情報を持っているとか、じゃ連邦政府はそれまで持っていないのかというところが少し、役割分担として一体どのように封じ込めにおいてこの両政府が連携していくのかということが、一つ重要なポイントかなと思っています。

もう一点が、同じように役割分担の中で、現在はイノシシ対策については州政府やっていると。じゃ、イノシシが発生があったときに、連邦政府は其中でどのように今後関わっていくのかというところがですね。その実効性をどのように担保していくのか、連邦政府の責任であるとするならば、それにおいて是非二つの政府、地方政府と連邦政府の連携についてよく分析をしていただきたいと。実効性を確保するためにですね。それが私のコメントの一つです。

それと、もう一点、これは質問になるかもしれませんが、例えばアメリカとの間にゾーニングに関する協定みたいなものを現在結んでいるかどうかということについてお

伺いしたいと思います。

以上です。

○柚木部会長 お願いします。

○沖田室長 ありがとうございます。

まず、連邦政府と州政府の連携でございます。先ほど説明をさせていただいたとおり、原則としては全ての重要疾病については連邦政府、州政府は支援に当たるということでございますが、御指摘いただいたような、実際は野生で見つかったときにどういうふうに分担しているのかとか、見つかったP i g T R A C Eでの特定とか、そういったことについてどのように連携しているのか、そういったところについては、これは詳細をきちっと確認をした上で牛豚の小委の方には御報告をさせていただいて、御審議のデータとさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

それから、米国との間のゾーニングの協定でございます。これはアメリカとの間では、いわゆる相互認証的な協定として、双方でA S Fが起こった場合に、どのようなことをお互いが実施をするかということを取り決めまして、それに基づいて、発生したからといって、全てを全部シャットダウンするということが起こらないような協定を結んでいるというふうに聞いています。

簡単に言いますと、先ほど言ったいわゆる50キロのプライマリーコントロールゾーンを張るということですが、一番最初は起こった瞬間にはまず72時間の完全な全国停止、輸入停止というのをまず掛けます。それを掛けた上で、プライマリーコントロールゾーンをすぐ設定をし、その設定がされれば、そこからの輸入はしないという形にし、それからデータに基づいて、一定期間が過ぎれば、例えばインキュベーションピリオドを二つとか、そういうのが過ぎますと、徐々にそれを縮小して、最終的には家畜豚のゾーニング、それは3キロ、10キロというのが基本ですが、その単位までぎゅっと縮小するというので、一定程度過ぎると、その発生の農場以外からは出せるようにするというような形で、段階的に縮小していくということについて、枠組みで協定を結んでいるというふうに承知をしています。

○筒井委員 すみません。恐らくそういった、まず一旦止めて、相手の疫学状況を確認して、必要な措置で、緩和できるものは緩和できていくというような段階的な手順というのは、やっぱり必要なんでしょうね、きっと。はい、分かりました。ありがとうございます。

○柚木部会長 ほかがございますか。大丈夫ですか。

日高委員、お願いします。

○日高委員 今の筒井先生の、関連して、今50キロと室長がおっしゃったけれども、そのとき、例えばアメリカとの国境と接しているときに、やはりアメリカとの協働で、そこ辺りは例えばカナダから50キロのところも含めて、アメリカと協力しながらやるという考え方はあるんですか、アメリカとの。そこ辺りはどうなっているのかなとちょっと今ふと思ったものだからですね。

○沖田室長 すみません。御質問の点は、はみ出た場合ということだと思います。基本的なこちらからの確認においては、カナダで発生した場合にどうするんだというふうに聞いておきまして、例えばいわゆるコントロールゾーンをどこまで張って、アメリカ側にはみ出た場合どうするかとか、そういった詳細については改めて確認をする必要がありますので、そこは確認したいと思います。

○柚木部会長 よろしいですか。

ほかございますか。

じゃ、佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 ちなみにということでお伺いしたいんですけども、日本の場合、養豚場の労働者とか研修生とかが結構ASFの発生地から来られている。その方たちがどうこう、ASFを持ってくるという話ではないんですけども、カナダの場合の養豚場は、そういったところから労働者が入っていたりとか、研修生が入っていたりとかということはあるのでしょうか。また、その場合にそういった方たちの啓もうとか、そういったことはどんなような対策をされているのか、その辺りを教えてください。

○沖田室長 ありがとうございます。

具体的に、いわゆる外国人労働者がどのくらいいるかというところまでは、すみません、ちょっと調べができていないので、そこは改めて確認をしたいと思いますが、いわゆる啓発活動、そういったものについては、これは当然、対策の中で机上訓練とか、そういったものもございますので、そういったいわゆる準備のためのいろんな対策は取っているというふうに聞いております。けれども、すみません、その労働者がどういうふうな状況になっているかというのについては確認をしたいと思います。

○柚木部会長 それでは、ウェブ参加の木村委員の方から手が挙がっているようですので、木村委員、よろしくお願いします。

先生方のお話を拝聴してしまして、特に異存はないんですけども、ただ、印象として、

このゾーニングに関しては、ハンガリーをちょっと調べましたら、令和2年ですか、ハンガリーのときのゾーニングのリスク評価の内容と今回のこれを見比べると、カナダの方は比較的ちゃんとしていて、イノシシの感染も見受けられないけれども、何もなければ、起こったときのリスクが読めないということで、今のところそういう事態を備えるということ的前提に検討する必要があるという、そういう結論になったんだなというふうに聞いておりました。

ただ、日本への冷蔵豚肉の輸入量なんかを見ますと、もしかしてカナダでそういうことが起こって輸入禁止とかになると、結構影響があるのではないかなとちょっと考えたんですけれども。そういったことを踏まえまして、カナダでのこのゾーニングの検討というのは、これ少し、将来的にはこういうリスク低減措置を検討していただく方向で適用する方向という、そういう理解でよろしいのでしょうか。

以上でございます。

○柚木部会長 お願いします。

○沖田室長 ありがとうございます。

御指摘いただきました供給に対するカナダが占める割合ですけれども、おっしゃるとおりです。輸入量の中でカナダの割合は約25%というところですので、比率としては、これがいきなりぼんとなくなると、輸入の4分の1がいきなりなくなるという形になりますので、影響がかなり考えられます。そういったことから、今回、諮問をして審議をお願いをしているのは、発生した場合にゾーニングを使って、その輸入停止の影響範囲をできるだけ少なくするというのを主眼に行い、これは方向としては、これを適用することによって、供給の影響についても最小限にしていこうという考えから進めたいというふうに考えているところです。

ハンガリーについては確かに事情が違っていて、まずは、先ほど言いましたとおり、野生のイノシシで既に発生している状況だったハンガリーに対して、カナダは現時点で全く発生がないという状況にあるということ、それから輸入に占める割合としても、カナダの方が圧倒的に大きいということもございます。そういったこともあって、こういった事前に万一発生した場合の影響を最小限にする手段というものを、準備をしておく必要があるかというふうに考えておるところです。

○柚木部会長 ありがとうございます。

○木村委員 ありがとうございます。

○柚木部会長 よろしいですか。はい。

ほかで何か御質問ありますか。

○日高委員 もしカナダでASFが発生した場合に、ゾーニングを適用するわけですよね。まず、でも、発生したら一時的に全面輸出停止になりますよね。どの辺りからそのゾーニングを適用した豚肉の輸出が再開されるのかなというのをちょっとお聞きしたいんですけども。

○沖田室長 現時点で詳細ないわゆる家畜衛生条件というものが定まっているわけではないので、今時点でここからですということは決まっていないうんですけども、先ほどのアメリカとの間でいいますと、国全体の全面停止は最初の72時間、それからプライマリーコントロールゾーンが設定され、ある程度出来上がると、それ以外の地域からは輸出を再開するという手はずになっておりますので、それにぴったり沿うわけでは当然ない、どのような処置が必要かはこれから考えることになりますけれども、そういった段階的なアプローチを取るということになります。現時点でどこからというのは、すみません、具体的な案というものが現時点で持ち合わせているところではないということで、御理解いただければと思います。

○日高委員 ということは、72時間は最低でも止めると。その後、何も異常がなかったときには輸出は再開するというふうにとっていいわけですね。違うの。

○沖田室長 それはアメリカとの間ではそういう協定を結んでいるということです。

○日高委員 カナダとアメリカはそういう協定を結んでいるということですね。

○沖田室長 そうです。

○日高委員 だから、この中のゾーニングの場合、今回の諮問の日本とカナダの考え方というのは、またこれからということでもよろしいんですかね、考え方としては。

○柚木部会長 どうぞ。

○沖田室長 おっしゃるとおりです。

○柚木部会長 よろしいですか。

○日高委員 どのくらいなの。どのくらいを大体そういう考えているのかというのを、ちょっと興味がありますので。

○沖田室長 現時点で具体的なものがあるわけではないので、そういった例えばアメリカとの間では72時間というのがあります。そのほかのところではいいますと、カナダはEUとも相互認証的なものをしていて、そういった中では、例えばポーランドからでも、今ポ

ーランドは家畜でもそれからイノシシでも発生をしている国ですけれども、発生をしていない地域、EU規則に基づいた制限を掛けている地域があるんですが、その地域以外のところからだったら輸入が可能ということになっています。そういったリスク管理にはいろいろあると思いますので、それらの情報等も勘案しながらこれから決めることになっていきますが、現時点でどのくらいかと言われても、まだ蓋を開けてみないと分からないというところですよ。すみません。

○柚木部会長 ということ、よろしゅうございますか。

それでは、どうぞ。

○橋本委員 日高委員のお話を聞いていて思ったんですが、この野生豚ですね、野生豚って私たち、ちょっとなじみのない概念なんですけれども、毎年数百頭も捕獲されているというのは、多分、集団としては相当な数があるのではないかなと。新たに導入された害獣なわけですから、恐らく天敵もいないのではないかなと。かなり危ない存在ですから、このまとめに書かれている、正にそのとおりで、万が一カナダでのASF発生時にゾーニングを適用した輸入を継続することについて、非発生地域であっても野生豚の感染が起こっている可能性があることを前提としたリスク管理措置、この御検討が非常に大事だなと、そんなことを今日の議論で感じております。よろしくお願いします。

○柚木部会長 どうぞ。

○沖田室長 ありがとうございます。

正にデータに基づいた管理ということに、事実とそれから科学に基づいた対応ということで、このゾーニングの必要なリスク低減措置というのを検討していきたいと思います。御懸念の点をよく考慮しながら進めたいと思います。

○柚木部会長 大変活発な御意見出していただきました。

ウェブの委員の方で特にありますか。大丈夫ですかね。

それでは、意見が大分出されたようでございますので、この件の審議に当たりましては、当部会の所掌事務のうち、アフリカ豚熱に係る専門的、それからまた技術的な事項を審議する必要があるということで、今後は牛豚疾病小委員会の方で御審議を頂きたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、御異議ないということでございますので、事務局の方でそのように進めたいと思います。よろしく願いをいたします。

それでは、そのほか日頃の家畜衛生の取組についてということで、この機会ですので、

委員の皆さんから御意見なり御質問等があれば、お出しを頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

ウェブ委員の方、いかがですか。よろしゅうございますか。

それでは、特にないようでございますので、今日のこの部会の方、これで終了させていただきたいと思ひます。

それでは、事務局の方に進行をお返ししたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○沖田室長 柚木部会長、議事進行、ありがとうございます。

カナダにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価についての諮問については、今後、牛豚疾病小委員会で専門的なお立場から御議論いただくこととしたいと存じます。委員の皆様方におかれましては、今後とも御指導、御協力のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

本日は熱心に御議論を頂きまして、ありがとうございます。

終わりに、大臣官房審議官の熊谷より御挨拶を申し上げます。

○熊谷審議官 本日は大変熱心な御議論、ありがとうございます。

今後、御指摘いただいた点について情報収集に努めるとともに、また、日本の場合は豚熱あるいはアフリカ豚熱対応ということで、対策もここ数年、非常に充実してきておりますので、逆に言うと、そういったカナダ側への提案といったことも含めて、津田委員が小委員長を務められております牛豚等疾病小委員会の中で、専門的かつ科学的な議論を御審議を頂ければというふうに思っております。また、委員の皆様方におかれましては、今後とも御指導、御協力のほどお願ひいたしまして、最後の挨拶に代えさせていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

○沖田室長 では、これをもちまして第59回家畜衛生部会を閉会いたしたいと思ひます。

どうもありがとうございました。

午後3時24分 閉会